

使用済み乾電池・蛍光管の運搬・処理・処分業務委託の見積りに関する留意事項

1 処理品目（2種類）

- (1) 使用済み乾電池
- (2) 使用済み蛍光管

2 入札書

- (1) 見積書については、乾電池及び蛍光管の2種類それぞれを提出する。
- (2) 税込み金額については、小数点第2位までとし、それ以下は切り捨てる。

3 保管場所

肝属地区清掃センター（鹿屋市串良町下小原3893番地8）

4 契約方法

単価契約（1k g当たりの契約）

※単価に含まれるもの（上記保管場所からの運搬・処理・処分費用）

5 委託期間

令和5年契約の日から令和6年3月31日まで

6 引取方法等

- (1) 乾電池の保管方法について
フレコンバッグ（1袋約800k g）
積込みに際し、危険を伴うので工夫すること。
（組合での積込みはパワーショベル等となります。）
また、過積載にならないこと。
- (2) 蛍光管は専用ラックを落札者で準備することとします。
保管箱は落札後早急に納入ください。（搬出数量以上）
※積み込み作業等による破損等については、本組合で責任を負いません。
- (3) 乾電池及び蛍光管の重量は、原則、肝属地区清掃センター計量器によって測定、記録されたものとする。（計量できる車両とする。）
計量器：3m×8m 最大秤量30t
- (4) 乾電池の保管容器（フレコンバッグ）の重量については1袋当たり2k gとする。

7 搬出について

両者協議の上、決定します。